

## 年度 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

特徴指定番号	
法人番号	

佐那河内村長 殿  年 月 日 提出	申請者	氏 名 (名 称) 印			この届出書に 応答する者の 係及び氏名並びに 電話番号	課 係 氏 名	
		所在地				電話番号 ( )	
事業種目		受給者 総人員	名	給与支払の 方法及び期日	日 給 月 給	日 払	

佐那河内村条例第39条の3の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

### 特別徴収税額の納期の特例制度について

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、以前から給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である徴収義務者です。  
(注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
2. 1に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、村長に申請し、その承認を受けなければなりません。
3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いにかかる給与所得および退職所得から特別徴収した村県民税額は、それぞれ次に掲げる期間までに納入することになります。

6月から11月までの支払分	12月10日まで
12月から翌年の5月までの支払分	翌年6月10日まで
4. 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく村長に届け出なければなりません。  
◎滞納や著しい納付延長があるときは、この承認が受けられないことがあります。  
〔注意〕 また承認を受けても、滞納したり、納付を遅延したりすると、この特例の承認を取り消されることがありますから、特にご注意願います。